

平成十六年三月

千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の
設立に関する国際条約の二千三年の議定書の説明書

外務省

目次

	ページ
一 概説	一
1 議定書の成立経緯	一
2 議定書締結の意義	一
3 議定書の締結により我が国が負うこととなる義務	二
4 早期国会承認が求められる理由	二
二 議定書の内容	二
1 定義等	二
2 追加基金の設立	三
3 議定書の適用範囲	三
4 追加的な補償	三
5 裁判管轄権	三
6 裁判所の判決の承認及び執行力の付与	四
7 追加基金への年次拠出金	四
8 年次拠出金の額の決定	四
9 拠出義務の履行の確保	四
10 油の受取に関する情報の送付	四
11 油のみなし最低受取量	五
12 追加基金の組織及び管理	五
13 経過規定	五

14	最終規定	五
三	議定書の実施のための国内措置	五
(参 考)		六

1 議定書の成立経緯

(1) タンカー等から流出した油によって汚染損害を被った者に対して行われる賠償及び補償に関する国際的な法的枠組みとしては、船舶の所有者の責任の限度額等を定める「千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書」（同議定書によって改正された千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を、以下「千九百九十二年責任条約」という。）及び千九百九十二年責任条約に基づき船舶の所有者によって行われる賠償が十分である場合に汚染損害を被った者に対して補償を行う「千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金」（以下「千九百九十二年基金」という。）を設立し、その財源を海上輸送の油を受け取る者の拠出金とすること等を定める「千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書」（同議定書によって改正された千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を、以下「千九百九十二年基金条約」という。）がある。

(2) しかし、平成九年（千九百九十七年）一月に日本海で発生したタンカー「ナホトカ号」の油による汚染事故及び平成十一年（千九百九十九年）十二月にフランス沖で発生したタンカー「エリカ号」の油による汚染事故では、汚染損害の総額が千九百九十二年基金条約における千九百九十二年基金による補償の限度額を上回るが見込まれたことから、国際海事機関（IMO）において、より大規模な油による汚染事故にも対応し得る新たな条約の作成について検討が行われることとなった。また、右検討が行われている間も、平成十四年（二千二年）十一月にスペイン沖でタンカー「プレステイジー号」の大規模な油による汚染事故が発生し、油による汚染損害の補償の充実のため、千九百九十二年基金による補償に追加して補償を行う新たな基金の設立に向けて交渉が加速された結果、昨年五月十六日にロンドンで開催されたIMOの外交会議において、汚染損害を被った者が千九百九十二年基金条約の下で十分かつ適正な補償を受けることができないう場合に補償を行う追加的な国際基金の設立等を内容とするこの議定書が採択された。

2 議定書締結の意義

この議定書は、千九百九十二年基金による補償が十分でない場合に補償を行う追加的な国際基金を設立すること等を内容とするものである。我が国がこの議定書を締結してその早期発効に寄与することは、我が国における汚染損害の被害者の保護を一層充実させるとともに、我が国が世界有数のタンカー保有国及び石油輸入国である事実にかんがみ汚染損害に係る国際協力を一層推進する見地から有意義であると認められる。

3 議定書の締結により我が国が負うこととなる義務

この議定書の締結により我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

- (1) 「二千三年の油による汚染損害の補償のための追加的な国際基金」（以下「追加基金」という。）について、我が国において権利及び義務を有することができ、かつ、我が国の裁判所における裁判上の手続の当事者となることができる法人と認めること。
- (2) 我が国の裁判所が追加基金に対する訴えについての管轄権を有するようにすること。汚染損害の賠償についての訴えが船舶の所有者等に対し裁判所に提起されている場合には、その裁判所が、同一の損害に係る補償についての追加基金に対する訴えについて、専属的管轄権を有するようにすること。
- (3) 他の締約国の管轄権を有する裁判所が追加基金に対して下した判決について、承認しかつ執行力を付与すること。
- (4) 我が国の領域内で受け取られた油について、追加基金への拠出義務が履行されることを確保すること。
- (5) 油の受取に関する情報を追加基金の事務局長に対し送付すること。

4 早期国会承認が求められる理由

千九百九十二年基金条約の主要な締約国は、この議定書に基づく追加的な国際基金が早期に設立されることを希望している。我が国としても、我が国における汚染損害の被害者の保護を一層充実させるとともに、汚染損害に係る国際協力を一層推進するとの見地から、この議定書を早期に締結してその早期発効に寄与することが望ましい。

二 議定書の内容

この議定書は、前文、本文三十一箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1 定義等（第一条）

「千九百九十二年責任条約」、「千九百九十二年基金条約」、「千九百九十二年基金」、「確定された債権」等の定義を行うとともに、千九百九十二年基金条約の規定をこの議定書に準用する場合には、同条約中の「基金」を「追加基金」と読み替える。その他、「船舶」、「油」、「汚染損害」、「防止措置」、「事故」等の語については、千九百九十二年責任条約における定義と同一の意味を有すること、また、「抛出油」、「計算単位」等の語については、千九百九十二年基金条約における定義と同一の意味を有すること等を規定している。

2 追加基金の設立（第二条）

(1) 「二千三年の油による汚染損害の補償のための追加的な国際基金」を設立する。（第二条1）

(2) 追加基金は、各締約国において、当該締約国の法令に基づき権利及び義務を有することができ、かつ、当該締約国の裁判所における裁判上の手続の当事者となることができる法人と認められる。（第二条2）

3 議定書の適用範囲（第三条）

この議定書は、締約国の領域（領海を含む。）及び国際法に従って設定された締約国の排他的経済水域等において生ずる汚染損害並びに当該汚染損害を防止し又は最小限にするための防止措置（とられた場所のいかんを問わない。）についてのみ適用する。

4 追加的な補償（第四条）

(1) 追加基金は、一の事故について、汚染損害の総額が千九百九十二年基金条約に定める適用可能な補償の限度額を超え又は超えるおそれがあるため、当該汚染損害を被った者が当該汚染損害に関する確定された債権について千九百九十二年基金条約の下で十分かつ適正な補償を受けることができない場合に、補償を行う。（第四条1）

(2) 追加基金が支払う補償の総額は、一の事故について、その額とこの議定書の対象とされている汚染損害につき千九百九十二年責任条約及び千九百九十二年基金条約に基づいて実際に支払われる賠償額及び補償額との合計額が七億五千万計算単位を超えないように制限される。（第四条2(a)）

5 裁判管轄権（第七条）

裁判管轄権に関する千九百九十二年基金条約の規定は、追加基金に対して提起される補償の請求の訴えについて準用する。（第七

条1)

6 裁判所の判決の承認及び執行力の付与(第八条)

管轄権を有する裁判所が追加基金に対して下した判決は、各締約国において、承認されかつ執行力を付与される。(第八条1)

7 追加基金への年次拠出金(第十条)

追加基金への年次拠出金は、締約国の領域内にある港又は受入施設において、それらの港又は受入施設に向けて海上を輸送された拠出油を、暦年中に総量において十五万トンを超えて受け取った者が支払う。(第十条1)

8 年次拠出金の額の決定(第十一条)

総会は、徴収されるべき拠出金の総額を決定する。第十条に規定するそれぞれの者の年次拠出金の額については、追加基金の事務局長が、各締約国に関し、

(1) 追加基金の管理の費用等の支払を行うための拠出金については、前暦年中にその者が当該締約国において受け取った拠出油につきトン当たり一定の額で計算するものとし、また、

(2) 追加基金に対する債権の弁済に充てるための拠出金については、事故が生じた暦年の前暦年中にその者が受け取った拠出油につきトン当たり一定の額で計算する。(第十一条2)

9 拠出義務の履行の確保(第十二条)

支払が遅滞している拠出金には利子が付されること、各締約国は自国の領域内で受け取られた油につき千九百九十二年基金への拠出義務が履行されることを確保しなければならないこと等を規定している千九百九十二年基金条約の規定は、追加基金への拠出金について準用する。(第十二条1)

10 油の受取に関する情報の送付(第十三条)

(1) 締約国は、油の受取に関する情報を追加基金の事務局長に対し送付する。(第十三条1)

(2) 締約国が情報の送付を行う義務を履行しない結果として追加基金に金銭上の損失が生じた場合には、当該締約国は、追加基金に対し当該損失について賠償を行う責任を負う。(第十三条2)

11 油のみなし最低受取量（第十四条）

(1) 第十条の規定にかかわらず、各締約国において最低百万トンの拠出油が受け取られたものとする。（第十四条1）

(2) 締約国は、当該締約国において受け取られた拠出油の総量が百万トンに満たない場合には、不足分について追加基金への拠出金を自ら支払う義務を負う。（第十四条2）

12 追加基金の組織及び管理（第十六条）

追加基金に、総会及び追加基金の事務局長を長とする事務局を置く。（第十六条1）

13 経過規定（第十八条）

(1) 一の締約国における拠出者が一暦年に支払う拠出金の合計額が年次拠出金の総額の二十パーセントを超える場合には、当該締約国におけるそれぞれの拠出者が支払う拠出金は、その合計額が当該総額の二十パーセントに等しくなるように、一定の割合で減額し、他のすべての締約国における拠出者が支払う拠出金を、一定の割合で増額する（キャッピング）。（第十八条2及び3）

(2) キャッピングは、すべての締約国において一暦年中に受け取られた拠出油の総量が十億トンに達する日又はこの議定書が効力を生じた日の後十年の期間が満了する日のいずれか早い日まで適用する。（第十八条4）

14 最終規定（第十九条から第三十一条まで）

この議定書の締結手続、拠出油に関する通知、効力発生、改正、補償の限度額の改正、廃棄、終了、追加基金の清算等について規定している。

三 議定書の実施のための国内措置

1 この議定書の実施のため、油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案が今次国会に提出されている。

2 この議定書の実施のためには、新たな予算措置を必要としない。

(参考)

- 1 採択 平成十五年五月十六日 ロンドンにおいて採択
- 2 効力発生 平成十六年二月四日現在 未発効(次の(a)及び(b)の要件が満たされた日の後三箇月で効力を生ずる。(a) 少なくとも八の国が、批准、受諾若しくは承認を条件とすることなくこの議定書に署名し又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を事務局長に寄託すること。(b) 事務局長が、全締約国の拠出者が前暦年中に総量において少なくとも四億五千万トンの拠出油を受け取った旨の情報を千九百九十二年基金の事務局長から受領すること。)
- 3 署名国 平成十六年二月四日現在 一箇国
スペイン
- 4 締約国 平成十六年二月四日現在 なし